

緊急事態宣言の延長を受けた経済支援策について

(既決予算で対応)

①休業要請への協力店舗等への家賃支援

福岡県からの休業要請に協力した飲食店等を対象に、福岡県と連携し、店舗等の賃料1カ月の5分の4、50万円を上限に支援する。

申請開始：令和3年6月下旬頃

支給開始：令和3年7月上旬頃

※令和3年6月分について追加支援を実施

②売上が減少した事業者への支援

飲食店等の休業・時短要請や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受け売上が減少した事業者のうち、国・県の支援金等の対象とならない事業者に対し、福岡県と連携し、法人は20万円/月、個人事業者は10万円/月を上限に支援する。

対象事業者：・飲食店と取引がある事業者等、国の支援金の対象業種で売上が30%以上50%未満減少した事業者（50%以上減少した事業者は国が支援）

・国の支援対象とならない業種で売上が50%以上減少した事業者

申請開始：令和3年7月上旬頃（国の制度が確定した後、実施予定）

支給開始：令和3年7月中旬頃（国の制度が確定した後、実施予定）

※令和3年6月分について追加支援を実施

③地域の飲食店を支えるテイクアウト支援

テイクアウトに取り組む飲食店に対し、割引などの特典を付けていただくことで、1店舗あたり10万円を支援する。

申請期間：令和3年5月21日から6月20日

※支援対象となるテイクアウトの実施期間を令和3年6月20日まで延長（支援は期間中1回限り）

※ 事業者（市民）向け問い合わせ先は、別途、福岡市ホームページにてお知らせいたします。